



宮 崎 県 公 報

令和元年6月3日(月曜日) 第9号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1

○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (自然環境課) 1
公 告
○危険物取扱作業の保安に関する講習の実施…………… (消防保安課) 2
○保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 2
○土地改良区の役員の就退任の届出 (3件) …… (農村整備課) 3

告 示

宮崎県告示第62号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和元年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550500153	放課後等デイサービス いーず	小林市真方 119番地1	特定非営利活動法人カラザ	小林市真方 116番地5	令和元年5月16日	放課後等デイサービス

宮崎県告示第63号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 延岡市・児湯郡高鍋町(以上一市一町については、次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的 潮害の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 延岡市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的 魚つき

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立

木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

三(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎市・延岡市(以上二市については、次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的 公衆の保健

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 西臼杵郡高千穂町(次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的 名所又は旧跡の風致の保存

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び関係農林振興局並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

令和元年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 講習の種別、日時及び場所

種別	日時	場所
給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習	7月17日(水) 9:30~12:30	宮崎県東児湯消防組合 児湯郡高鍋町大字上江4526
	7月24日(水) 9:30~12:30	日南市生涯学習センターまなびピア 日南市木山2-4-44
	7月26日(金) 9:30~12:30	日向市消防本部 日向市亀崎2-23
	8月2日(金) 13:30~16:30	小林中央公民館 小林市細野38-1
	8月6日(火) 9:30~12:30	宮崎東諸県広域防災センター 宮崎市吉村町嶋田甲 744-1
	8月7日(水) 9:30~12:30	宮崎東諸県広域防災センター 宮崎市吉村町嶋田甲 744-1
	8月9日(金) 9:30~12:30	都城市中央公民館 都城市姫城町7-8
	8月21日(水) 13:30~16:30	高千穂町コミュニティセンター 西臼杵郡高千穂町大字三田井1515
	8月22日(木) 9:30~12:30	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39-1
	給油取扱所以外において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象	7月17日(水) 13:30~16:30
7月24日(水) 13:30~16:30		日南市生涯学習センターまなびピア 日南市木山2-4-44
7月26日(金) 13:30~16:30		日向市消防本部 日向市亀崎2-23
8月6日(火) 13:30~16:30		宮崎東諸県広域防災センター 宮崎市吉村町嶋田甲 744-1

とした講習	日時	場所
	8月7日(水) 13:30~16:30	宮崎東諸県広域防災センター 宮崎市吉村町嶋田甲 744-1
	8月9日(金) 13:30~16:30	都城市中央公民館 都城市姫城町7-8
	8月22日(木) 13:30~16:30	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39-1
	8月23日(金) 9:30~12:30 13:30~16:30	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39-1

2 講習の対象者

製造所、貯蔵所又は取扱所において現に危険物取扱作業に従事する者であって、甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状又は丙種危険物取扱者免状の交付を受けており、かつ、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項若しくは第2項に規定する受講義務者

3 講習科目及び講習時間数

- (1) 危険物関係法令 1時間
- (2) 危険物の火災予防等 2時間

4 受講申請書の受付期間

令和元年6月17日(月)から令和元年7月5日(金)まで(郵送の場合は、7月5日(金)の消印のあるものまで有効とする。)

5 受講申請書の提出先

宮崎市橋通東2丁目7番18号 宮崎県住宅供給公社ビル内(〒880-0805)
 一般社団法人宮崎県危険物安全協会

6 受講手数料

4,700円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

7 その他

- (1) 受講申請書は、一般社団法人宮崎県危険物安全協会、各地区危険物安全協会、宮崎県総務部危機管理局消防保安課、各消防本部又は一部町村役場(西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町)で交付する。
- (2) 詳細については、一般社団法人宮崎県危険物安全協会(電話 0985(22)1868)又は宮崎県総務部危機管理局消防保安課(電話 0985(26)7065)に問い合わせること。

保安林の令和元年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

令和元年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位:ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川	水源かん養保安林	574.87
北川	土砂流出防備保安林	88.64
北川	干害防備保安林	1.70

五ヶ瀬川	水源かん養保安林	2,030.51
五ヶ瀬川	土砂流出防備保安林	160.82
五ヶ瀬川	干害防備保安林	10.58
五ヶ瀬川	保健保安林	5.62
五十鈴川	水源かん養保安林	985.16
五十鈴川	土砂流出防備保安林	16.35
五十鈴川	干害防備保安林	16.73
五十鈴川	保健保安林	0.11
耳川	水源かん養保安林	1,866.58
耳川	土砂流出防備保安林	118.26
耳川	干害防備保安林	0.14
小丸川上流	水源かん養保安林	251.34
小丸川上流	土砂流出防備保安林	7.69
一ッ瀬川	水源かん養保安林	2,591.23
一ッ瀬川	土砂流出防備保安林	112.29
一ッ瀬川	干害防備保安林	2.15
一ッ瀬川	保健保安林	3.59
小丸川下流	水源かん養保安林	803.44
小丸川下流	土砂流出防備保安林	26.09
小丸川下流	干害防備保安林	2.66
小丸川下流	保健保安林	6.74
川内川上流	水源かん養保安林	684.69
川内川上流	土砂流出防備保安林	65.80
川内川上流	防風保安林	0.46
川内川上流	干害防備保安林	23.08
大淀川本流	水源かん養保安林	1,222.87
大淀川本流	土砂流出防備保安林	168.35
大淀川本流	土砂崩壊防備保安林	0.04
大淀川本流	防風保安林	0.52
大淀川本流	干害防備保安林	15.25
大淀川本流	保健保安林	5.44
本庄川	水源かん養保安林	1,615.76
本庄川	土砂流出防備保安林	12.16
本庄川	防風保安林	0.12
本庄川	干害防備保安林	2.74
本庄川	保健保安林	7.32
大淀川中流	水源かん養保安林	1,062.59
大淀川中流	土砂流出防備保安林	58.10
大淀川中流	干害防備保安林	0.70
広渡川	水源かん養保安林	928.61
広渡川	土砂流出防備保安林	150.65
広渡川	干害防備保安林	1.68
広渡川	保健保安林	0.28
福島川	水源かん養保安林	254.95
福島川	土砂流出防備保安林	15.06
福島川	干害防備保安林	1.94

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、下野土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	佐藤勇仁	西臼杵郡高千穂町大字下野1964番地

(任期:令和3年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	佐藤信明	西臼杵郡高千穂町大字下野1964番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、江原土地改良区(宮崎市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	外山実郎	宮崎市佐土原町東上那珂 13697番地1
理事	上村淳一	宮崎市佐土原町東上那珂 13633番地
理事	高山武幸	宮崎市佐土原町東上那珂 13636番地3
理事	日高睦浩	宮崎市佐土原町東上那珂 13804番地
理事	圖師正文	宮崎市佐土原町東上那珂 13622番地1
監事	黒木弘久	宮崎市佐土原町東上那珂 13807番地18
監事	武島利英	宮崎市佐土原町東上那珂 13743番地1

(任期:令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	黒木弘久	宮崎市佐土原町東上那珂 13807番地18

理事	西原浩一	宮崎市佐土原町東上那珂 13797番地1
理事	岩切光治	宮崎市佐土原町東上那珂 13884番地1
理事	外山実郎	宮崎市佐土原町東上那珂 13697番地1
理事	圖師孝一	宮崎市佐土原町東上那珂 13727番地2
監事	日高康至	宮崎市佐土原町東上那珂 14009番地
監事	岩切重美	宮崎市佐土原町東上那珂 13108番地1

理事	松浦由光	日南市大字松永1308番地
理事	野田明夫	日南市大字東弁分甲1285番地
理事	太田守	日南市大字東弁分甲1396番地乙
理事	金下正博	日南市大字益安 751番地3
理事	歌津芳秋	日南市大字平山2220番地1
理事	井元亮一	日南市大字風田3981番地
監事	川添守	日南市大字殿所1864番地5
監事	高橋勝己	日南市大字東弁分乙3048番地
監事	伊比井秀次	日南市大字風田3595番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、日南市東郷土地改良区(日南市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	山本英男	日南市大字殿所1197番地ロ
理事	蛭原芳彦	日南市大字松永 577番地
理事	野田明夫	日南市大字東弁分甲1285番地
理事	太田守	日南市大字東弁分甲1396番地乙
理事	金下正博	日南市大字益安 751番地3
理事	歌津芳秋	日南市大字平山2220番地1
理事	下田哲生	日南市大字風田1891番地
監事	長友宗利	日南市大字松永91番地1
監事	田吉啓泰	日南市大字益安 689番地1
監事	黒岩豊	日南市大字平山2151番地2

(任期:令和5年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	山本英男	日南市大字殿所1197番地ロ